

## 水道水における有機フッ素化合物(PFAS)に関する動向及び大冠浄水場の浄水処理工程更新事業について

## 1. 有機フッ素化合物(PFAS)について

PFASは、水にも油にも溶けやすいため界面活性剤として利用され、撥水剤、紙の防水剤、泡状消火剤、フッ素樹脂の合成補助剤など私たちの身近な製品に使われていた。これらの化合物は残留性の高い環境汚染物質である。PFASには、PFOS(ピーフォス)とPFOA(ピーフォア)を含め1万種類以上の物質があるとされている。

水道水におけるPFOSとPFOAは、令和2年(2020年)4月に『水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目』の**水質管理目標設定項目**に分類され、その目標値は合算で**50 ng(ナノグラム)/L**以下(暫定)とされている。

## 2. 国における最近の動向

- ①令和6年6月に、内閣府の「食品安全委員会」がPFOS,PFOAに関する**耐容一日摂取量(TDI)**をこれまでと同じそれぞれ**20ng/kg 体重/日**とする評価書を発表した。

耐容一日摂取量(TDI):人が、水の飲用以外の経路からの摂取を含め、一生涯に渡って摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される、体重1kg当たりの物質の摂取量

- ②国土交通省と環境省は、令和6年5月から9月にかけて、**全国の水道事業者**に対し水質検査の要請とその報告を求め、その結果が11月に**公表**された。

※ 本市が報告した検査結果(各年度とも目標値を下回っている)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標値
市内給水栓における最高値(ng/L)	23	22	19	19	18	50以下

- ③12月には、「食品安全委員会」からの評価結果や全国のPFOS,PFOAの検出状況を踏まえ、国は、「水質管理目標設定項目」から、水道法で検査の実施及び基準を超えた場合に改善が義務づけられる「**水質基準**」に**引き上げる**方針を示し、「水質基準逐次改正検討会」及び「PFOS・PFOAに係る水質目標値等の専門家会議」で了承された。

## 3. 高槻市の状況

- ①市内給水栓における検査結果 ⇒全ての地域において目標値未滿(上記2. ②のとおり)
- ②大冠浄水場の井戸水について  
大冠浄水場における水質管理を強化するため、令和6年4月から毎月、それぞれの井戸で水質検査を実施している。  
⇒全ての井戸水で多少の変動はあるものの、表のとおり目標値未滿であることを確認している。

[表] 各井戸におけるPFOS+PFOAの濃度 【単位:ng/L】

井戸	9月	10月	11月	12月
1号井	5	>5	6	10
3号井	18	ポンプ故障により停止中	ポンプ故障により停止中	ポンプ故障により停止中
4号井	20	20	23	23
5号井	26	29	30	27
6号井	22	24	24	25
7号井	14	16	17	18
8号井	28	33	35	33
11号井	17	20	20	20
13号井	24	23	25	26
15号井	25	24	29	30
16号井	19	18	20	22
18号井	33	34	31	39
19号井	>5	7	13	14
20号井	15	14	19	18

※今年度の検査は毎月行い、9月以降順次公表している。

※検査日によっては、値が変動する。

※上記に記載のない井戸については、休止もしくは廃止している。

## 4. 今後の対応

- 目標値を超えた井戸は、一旦休止し、その後の水質についての動向を把握する。
- 取水量が不足する場合は、企業団水を受水する。
- 国が実施している「PFASに関する総合研究」の結果や浄水処理技術の動向を踏まえ、必要が生じれば浄水処理工程での対策について、検討を進める。

## 5. 大冠浄水場 浄水処理工程更新事業の再検討

- PFASに関する規制内容や処理方法については、国において現在も検討が進められている。
- 更新を予定していた処理施設ではPFAS類の除去は不可能であり、また、場内に新たに処理施設を設置するには敷地に余裕がない。
- ⇒**国による検討結果が明らかになるまでの間、更新事業は見合わせる。**